

五一 江戸通泰掟寫

猶々令申候、急度指圖被相定、重而市際可蒙仰候、自今已後之儀

可被相任候、通泰於子と孫と此條違背不可申候よし存迄に候  
(違の文字は、麦としんにゆう)

就薬師堂御再興御懇切之尊書、先以目出畏入奉存候、然者今般改而

萬疋之地寄進可申之由、先日已來兩三度申宣候處、頗御辞退之上、

兎も角も任尊意候、此上御所望之儀候哉、奉得其意候、通義被申定  
(泰)

候條と之事

一 寺家之内竹木一本一枝も不可切事

一 寺家之内下人男女共誰も不可召仕事

重而通泰申定候事

一 寺家之中傳馬・飛脚借不可申之事

一 堀・壁之普請等之用所不可申之事

一 御堂之事、堅七間仁可被相定候、向後之再興、上葺之義大途思召

候哉、無御餘義候、雖然我々名代致相續候ハん者、争可奉存別心  
候哉、拙子仁可被相任候、爲後日如斯候條、御同意所仰候、恐々

敬白

但馬守(江戸)

大永七年 亥<sup>丁</sup> 六月廿三日

通泰(花押影)

吉田寺別當

尊答

## 五一 江戸通泰掟寫

猶々令申候、急度指圖被相定、重而市際可蒙仰候、自今已後之儀

可被相任候、通泰於子と孫と此條違背不可申候よし存迄に候

就藥師堂御再興御懇切之尊書、先以目出畏入奉存候、然者今般改而  
萬疋之地寄進可申之由、先日已來兩三度申宣候處、頻御辞退之上、  
兎も角も任尊意候、此上御所望之儀候哉、奉得其意候、通義被申定  
候條と之事

一 寺家之内竹木一本一枝も不可切事

一 寺家之内下人男女共誰も不可召仕事

重而通泰申定候事

一 寺家之中傳馬・飛脚借不可申之事

一 堀・壁之普請等之用所不可申之事

一 御堂之事、堅七間仁可被相定候、向後之再興、上葺之義大途思召  
候哉、無御餘義候、雖然我と名代致相續候はん者、爭可奉存別心  
候哉、拙子仁可被相任候、爲後日如斯候條、御同意所仰候、恐と  
敬白

但馬守(江戸)

大永七年丁亥 六月廿三日

通泰(花押影)

吉田寺別當

尊答

## 分析

なお、原文は「茨城県史料 中世編 II」による。

原文	現代かなづかい風の表記	意味、コメント
江戸通泰掟寫	江戸通泰掟寫し	
【ここから追っ手書き】		
猶々令申候、	なおなお申せしむ	
急度指圖被相定、重而子細可蒙仰候、	きつと指図相定められ、重ねて子細仰せらるべく候	
自今已後之儀可被相任候、	自今以後の儀相任せらるべく候	今後のことは(私に)任せられたい
通泰於子と孫と此條違背不可申候よし存迄に候	通泰子々孫々において此の條違背申しべからざり候よし存ずまでに候	通泰の子孫に於いてこの條にそむくことはないと考えております ・「違」の字は「麦」と「しんにゅう」である。これは「違」の異体字らしい(*1)。また、新編常陸国誌では「違」の字を使っている。
【ここから本文】		
就薬師堂御再興御懇切之尊書、先以目出畏入奉存候、	薬師堂の御再興について懇切の尊書、まずもってめでたくかしこみ入り存じ奉り候	薬師堂の御再興についてまめまめしく親切な尊書(を拝見し)、まずもって結構なことでありがたく存じます ・薬王院の本尊仏は薬師如来である。その本尊をまつてある建物は薬師堂になる。「五〇 江戸通泰掟寫」(以下、前掟寫)には、「護摩堂」、「み堂」という名前が出ているが、関係は不明。 ・寺から再建計画について書状が届いた(尊書)のだろう
然者今般改而萬疋之地寄進可申之由、先日已來兩三度申宣候處、頻御辞退之上、兎も角も任尊意候、	しかれども今般改めて万疋の地を寄進申すべきの由、先日以来兩三度のべ申し候ところ、しきりに御辞退の上は、とにかくにも尊意に任せ候	しかしながら、今回改めて万疋の地を寄進することを、先日以来二度三度(繰り返して)申し上げたところ、しきりに辞退された以上、とにかくあなた様の意向に任せます ・「今回改めて」というのは、前掟寫にある「造營錢二百貫文を進納する」という事を受けた言い方の可能性がある。 ・寄進の申し出について寺が辞退している理由は、天台寺院の薬王院としては、真言宗を支持する江戸氏に対し警戒、あるいは反発の気持ちがあったも

原文	現代かなづかい風の表記	意味、コメント
		のと想像する。
此上御所望之儀候哉、奉得其意候、	此の上御所望の儀候や、其の意得奉り候	他に御所望がございますか、お気持ちをお聞かせください
通義[通泰]被申定候條と之事	通義申し定めらる條々の事(は以下の通り)	通義が申し定めた事は以下である。 ・通義とは、通泰の父(先代の領主)の法名(通儀道徹)からきている(*2)ものと思う。原文に[通泰]という注記があるのは不可解で、[通泰父]とすべきだろう。ちなみに、新編常陸国誌では通義だけで、[通泰]との注記はない。
一 寺家之内竹木一本一枝も不可切事	寺家の内、竹木一本一枝も切るべからざること	(江戸家は) 寺内の竹木を少しでも切ってはならない(薬王院に対して竹木を要求してはならない)、という意味。
一 寺家之内下人男女共誰も不可召仕事	寺家の下人男女とも誰も召し使わざる事	(江戸家は)寺の使用人を召して使ってはならない。
重而通泰申定候事	重ねて通泰が申し定めし候事	前記の2項目に加えて、通泰が定めた事は以下である。
一 寺家之中傳馬・飛脚借不可申之事	寺家の中伝馬・飛脚借りは申すべからざるの事(または借りはこれを申すべからざる事)	(江戸家は薬王院に対し)伝馬、飛脚を借りることを申し出てはならない
一 堀・壁之普請等之用所不可申之事	堀・壁の普請等の用所は申すべからざるの事(または用所はこれを申すべからざる事)	(江戸家は薬王院に対し)堀・壁の普請などの用事をいいつけはならない
一 御堂之事、堅七間仁可被相定候、	御堂の事、堅七間に相定めらるべく候	御堂は堅(たて)を7間に定められたい ・堅の文字は堅(たて)の意味だろう。ネットで検索すると、たとえば「拝殿東向堅三間横式間」などの例(*3)が見つかる。このような文例は数がわずかなので、堅を堅と書き間違えたものと思われる。新編常陸国誌ではこの部分は「堅」の文字を使用している。原文を誤字として修正したのだろう。 ・堅は桁行き(正面から見て左右の幅)を示していることになる。梁間(奥行き)は五間である。「たて」とはむしろ奥行方向で、桁行きなら「横」と表現す

原文	現代かなづかい風の表記	意味、コメント
		るのではないか、とも思うがよく分らない。堅の意味で堅と書いた事については、本ファイルの経過記録版に詳細を書いた。
向後之再興、上葺之義大途思召候哉、 無御餘義候、	向後の再興、上葺(うわぶき)の義大途思召し候や、余義なく候、	今後の再興ですが、上葺について大途のお考えはありましようか、(私としては)異論はありません。 ・上葺……葺は屋根を葺(ふ)くこと。寄棟とか入母屋戸とかの屋根の作り方を言っているのだろう。 ・大途は「殿様」であり通泰になってしまう。文章からは相手に対してお考えがありますか、と尋ねているところである。当寺の別当を「大徳」というなら問題ないのだが。
雖然我と名代致相續候はん者、争可奉存別心候哉、	しかりといえども、我々名代を相續致しそうろはんは、いかでか別心を存じ奉るべきや	「(私としては)異論はありません」と書いたのを受けて、そうはいつでも、領主という名代を相續するようなものは、異なる考えを持つことがありましようか(決してありません)。
拙子仁可被相任候、	拙子に相任せらるべく候	私に任せていただきたい
爲後日如斯候條、御同意所仰候、	後日のために斯くのごとき候條、御同意おおすところに候	今後のために、このような條(きまりごと)に同意するように言いおくものです ・「御同意所仰候」は文の構造がいま一つ分らない。今のところは、「自分(通泰)としては薬王院を優遇する気持ちがあるが、それが代々引き継がれるように、ここに書いておき、同意させるものです」、と考える。
恐と敬白		決まり文句
大永七年 丁亥 六月廿三日 但馬守(江戸)通泰(花押)		大永7年6月23日は本堂焼失の12日後。上に、再三にわたって寄進を申し出たが寺側は辞退した、とある。通泰の再建に関する熱意が感じられる。なお、江戸氏当主は代々但馬守だった。
吉田寺別當 尊答		尊答……本文の冒頭で「就薬師堂御再興御懇切之尊書」とある。寺から通泰に書状が届き、これはその回答になるのだろう。寺からの書状はどんな内容だったのだろうか。この答書から考えると、(a) 寄進についてはまだお受けできません、(b) 御堂の大きさは、5間、7間のどちらがいいでしょうか、と

原文	現代かなづかい風の表記	意味、コメント
		いう様な事だろう。

(\*1) 麦としんにゆうという文字は漢和辞典では見つからなかった。ネットで説明文を発見した。 <http://www.toride.com/~yuga/>

(\*2) 江戸通雅の法名は、水戸市史(上巻)では「通儀道徹」(P.466)あるいは「通義道徹」(P.614)とし、中世常総名家譜(下)では「通儀道徹」(P.148)として  
いる。

(\*3) 安永風土記(宮城県図書館所蔵) [http://www.st.rim.or.jp/~success/anei\\_hudoki.html](http://www.st.rim.or.jp/~success/anei_hudoki.html) 参照

#### 【追記】

上記の内容は、最初に身近な辞書やネット検索の結果を元にまとめたが、その後、非常に参考になる 2 冊の本を見つけて訂正・補強した。その経過の詳細は、江戸通泰掟寫-経過記録版に書いてある。